

学校いじめ防止基本方針

堺市立鳳小学校

令和 7 年 4 月 1 日改訂

< 目 次 >

- (1) いじめ防止等に関する基本的な考え方
- (2) いじめの未然防止について
- (3) いじめの早期発見について
- (4) いじめに対する措置について
- (5) いじめ防止等の対策のための組織について
- (6) 重大事態への対応について
- (7) いじめの防止等に関する年間計画案について

学校「いじめ」防止基本方針

(1) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは非常に深刻な人権侵害である。断じて許せる行為ではない。しかし、いじめは目立たないところで密かに行われる場合が多い。また、いじめに対する認識不足や初期対応が十分でなかったことから、いじめの長期化や被害児童の不登校、保護者の不信感等が発生する。そして、いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」である。

鳳小学校ではこうしたいじめ事象に真摯に向き合い、以下の方針のもと、チーム力を生かした取組を展開する。

① いじめの定義について

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

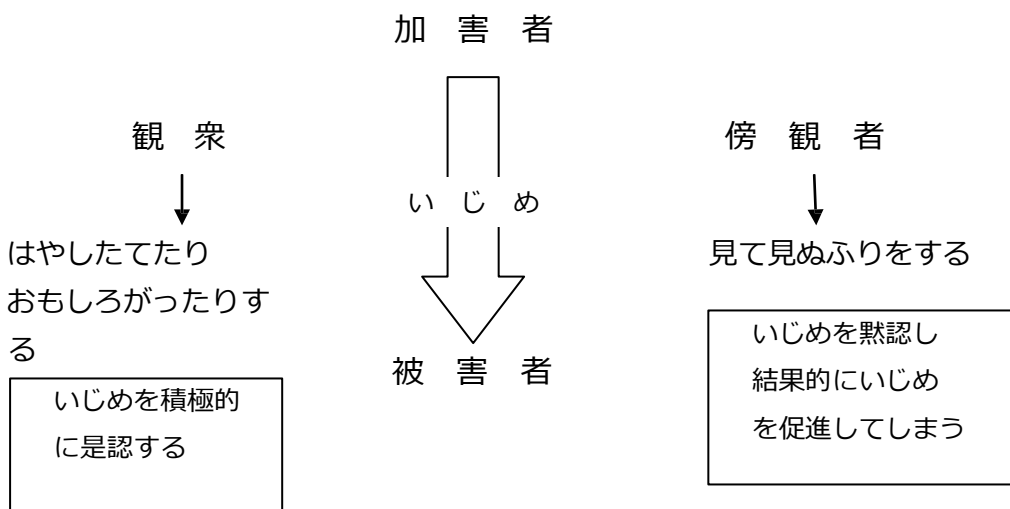
（いじめ防止対策推進法 第2条）

<具体的ないじめの態様の例>

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口、脅し文句
- ・ 仲間はずれ、集団による無視
- ・ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことを強要される
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる
- ・ けんかやふざけ合いなどの中で、見えないところで嫌なことをされる

② いじめの理解

「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」



(2) いじめの未然防止について

- ①人権教育を通して、人権を理解し、人権を尊重した態度や行動がとれるよう、「鳳人権の日」の人権教育を通して豊かな人間性を育成する。また、命の大切さや他人を思いやる心や規範意識を育むため、道徳教育を推進する。
- ②話し合い活動などの学級活動を通じて、お互いを尊重し、良さを認め合い、協力し合う集団づくりを行うなど、特別活動を通じて望ましい人間関係の構築を図る。
- ③児童の居場所と出番のある授業づくり、学級づくりを中心にすべての教育活動において、自尊感情を高め、自他を大切にする心情を育む。
- ④教職員一人ひとりが、日頃から児童理解に努め、児童が発するサインを見逃さず、児童の変化をとらえていじめを見抜く力を身につけるため、教職員研修に取り組む。
- ⑤ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、小学校の低学年から情報モラルに関する指導を適切に実施するとともに、家庭においては携帯電話へのフィルタリングも含めた啓発を積極的に行う。

(3) いじめの早期発見について

- ①いじめは大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという視点を持って、早い段階からの的確に関わりをもち、様々な子ども同士のかかわりを軽視することなく、積極的に指導を行うものとする。それ故、教職員一人ひとりが、いじめ対応チェックシート等の活用により、日ごろから児童理解に努め、児童が発するサインを見逃さず、児童の些細な変化もとらえていじめにつながる事象を見抜く力を身につける。
- ②当該児童や周りの児童からの情報もすぐに得られるよう教育相談を適宜実施したり、「いじめアンケート」を定期的実施するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。また、保護者が児童の小さな変化を見逃さないよう家庭におけるコミュニケーションを図る取組みの啓発や、地域との連携を深める。

(4) いじめに対する措置について

- ①いじめの発見・相談を受けた場合は、教職員が一人で抱え込むことがないよう、速やかに組織（チーム）で対応する。そして、被害児童を守りとおすとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。これらの対応について、教職員全員の共通理解や保護者の協力、関係機関との連携のもとで取り組む。

②いじめが発生した際の対応

<情報の収集>

- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、迅速に内容を聞きとり、真摯に対応を図り、メモをとる。
- ・発見や通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取る。その際、聞き取りの場所や時間等に配慮する。
- ・関係児童が複数いる場合は、複数の教員で個別に対応する。その後、教員が集合し、情報交換と矛盾点の確認を行う。

<子どもへの指導・支援について>

- ・いじめに対して毅然とした態度で粘り強く指導を行う。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴う場合は複数の教員が直ちに現場に行く）
- ・被害児童や情報提供した児童を守ることを最優先する。
- ・事実を認めた加害者に、完全に反省の気持ちが表れるまで、簡単に謝罪させない。
- ・保護者を交えて、いじめの報告と謝罪の会を持つ。
- ・暴力によるいじめ事象等の場合は警察など関係機関と連携をとる

（５）いじめ防止等の対策のための組織についていじめ防止対策推進法第２２条に基づき、いじめ防止等に組織的・実効的に行うため、校内に「いじめ不登校対策委員会」を設置する。この委員会は、組織的対応の中核として機能するものとする。

- ・学校基本方針に基づく取組の計画と実施
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、そして職員会議における共有化
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合は、緊急会議を開き、迅速な対応と情報収集、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する
- ・構成メンバーは、校長、教頭、主幹教諭、教務、生徒指導主事、養護教諭、当該児童の学年主任及び担任とする。内容、案件によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加について検討する。
- ・教職員がいじめを発見したり相談を受けた場合は、速やかに当委員会に報告することとする

（６）重大事態への対処について

①重大事態とは（いじめ防止対策推進法第２８条）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「生命、心身または財産に重大な被害」とは

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を受けた場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

「相当の期間」…30日を目安とするが一定期間連続して欠席しているような場合は学校判断により、調査を行う。

②児童・保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合も含め、重大事態への対応にあたっては、「いじめ不登校対策委員会」を中心に、当該重大事態の内容に応じて、児童・保護者からしっかり聞き取りをし、教育委員会や関係機関等適切な専門家とも連携を図り、調査を行う。

③調査や聞き取り、アンケートの活用等により、事実関係を明白にする。

「事実関係を明白にする」とは、

- ・重大事態に至る要因となったいじめが、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

(ア) いじめ被害を受けた児童から聞き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた児童から丁寧に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙や聞き取り調査を行う。
- ・いじめの被害を受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とする。
- ・調査による事実関係の確認とともに、加害児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめ被害を受けた児童へは、状況に合わせた継続的なケアを行い、学校復帰に向けた支援や学習支援を行う。

(イ) いじめ被害を受けた児童から聞き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の意向を十分聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(7) 「いじめ解消」について

「謝罪をして終わり」ではなく、その後3か月間行為が止んでいるか、心身の苦痛を感じていないかの2点をもって「いじめ解消」とする

(8) いじめの防止等に関する年間計画案について

①いじめのアンケートや教育相談は年間計画に基づいて実施し、月ごとの「いじめ不登校対策委員会」で中身を検討し、早期発見・早期解決に努める。ただし、緊急に実施しなければならない時はこの限りではない。

②いじめの防止等に向けた教職員の資質向上を図るため校内研修を実施する

③児童の状況は、常に学校全体で共有し、児童の特性に応じた指導と適切な支援を行い、いじめの未然防止に努める

④年間計画

月		備考
4	・学校いじめ基本方針の説明と共通理解	
5	・「いじめ不登校対策委員会」	
6	・いじめアンケート2回実施 ・「いじめ不登校対策委員会」「鳳人權の日」	
7	・教育相談 ・「いじめ不登校対策委員会」事例研修	夏季研修
9	・「いじめ不登校対策委員会」「鳳人權の日」 ・生徒指導研修	
10	・いじめアンケート ・「いじめ不登校対策委員会」「鳳人權の日」	
11	・教育相談 ・「いじめ不登校対策委員会」「鳳人權の日」	
12	・「いじめ不登校対策委員会」	
1	・いじめアンケート ・「いじめ不登校対策委員会」「鳳人權の日」	
2	・教育相談 ・「いじめ不登校対策委員会」「鳳人權の日」	
3	・「いじめ不登校対策委員会」	反省と展望